

令和8年度6災 市道仁行1号線外
松尾谷橋外 橋梁災害復旧詳細設計業務

特記仕様書

令和8年6月

輪島市 建設部 土木課

令和8年度6災 市道仁行1号線外 松尾谷橋外 橋梁災害復旧詳細設計業務

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は輪島市（以下「甲」という。）が委託する「令和8年度6災 市道仁行1号線外 松尾谷橋外 橋梁災害復旧詳細設計業務」に適用するものとする。

なお、本業務の受注者（以下「乙」という。）は、本仕様書及び「設計及び解析業務委託共通仕様書（石川県土木部）」に基づき業務を履行するものとする。

第2条 業務の目的

本業務は、令和6年能登半島地震により被災を受け、補修により復旧を行う「松尾谷橋」「芹池橋」「打越1号橋」「中田2号橋」「明前橋」について、橋梁補修設計を行うことを目的とする。

第3条 委託業務着手届

「乙」は、契約締結後、契約書に定める着手期限までに業務に着手した時は直ちに委託業務着手届を「甲」に提出しなければならない。

第4条 委託業務工程表

「乙」は契約締結後、速やかに仕様書等に基づく業務工程表を作成し、「甲」に提出しなければならない。

第5条 業務の履行

「乙」は常に「甲」と密接な連携を取りながら作業を進めるものとし、その方法及び順序については、予め「甲」の承認を得るものとする。また、業務の実施に際して留意すべき事項が生じた場合は、速やかに「甲」に報告し、その指示に従うものとする。

第6条 管理技術者及び技術者

「乙」は管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。また、業務の進捗状況に応じ、必要な数の技術者を適切に配置しなければならない。

第7条 権利義務の譲渡

「乙」はこの契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、書面により「甲」の承諾を得た場合はこの限りでない。

第8条 成果物の帰属及び守秘義務

本業務における成果はすべて輪島市に帰属するものとする。「乙」は本業務から知り得た情報については「甲」の許可なく第三者に開示したり、本業務以外の目的に使用してはならない。

第9条 業務履行期間

本業務の履行期間は契約締結日から令和9年3月26日までとする。

第10条 その他

- ・その他疑義が生じた場合には速やかに調査職員と協議を行うものとする。
- ・成果品納入後に報告書に誤りが発見された場合には、修正等必要な対応を行うものとする。

第2章 業務内容

第1条 業務箇所

本業務の対象箇所は輪島市三井町仁行 外 地内とする。

第2条 貸与資料

本業務に必要なとなる下記の資料を「甲」から「乙」へ貸与する。

- ・「松尾谷橋」「芹池橋」「打越1号橋」「中田2号橋」「明前橋」 既存資料(建設時、補修工事時 設計図書等)
- ・その他、業務遂行上必要となる「甲」が保有する既存資料

第3条 業務内容

1. 設計計画

- ・業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成するものとする。

2. 既存資料の収集整理

- ・本業務に必要な既存資料の収集整理を行うと共に一般図の復元を行う。

3. 現地踏査

- ・架橋地点の現地踏査を行い、設計図書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また設計に必要な現地状況を把握するものとする。

4. 詳細調査

- ・橋梁の損傷を目視により詳細に調査し、補修設計に反映させるものとする。
また、別途に調査試験が必要な場合は、発注者と協議を行う。

5. 橋梁補修設計

橋梁全体の最適な補修工法の検討を行い、決定した補修工法に基づき、詳細図面、数量計算書の作成を行う。

1) 胸壁打換工（芹池橋）

- ・既設躯体の活用可否及び取壊し範囲を明確にしたうえで、新設する胸壁の構造計算（土圧、衝突荷重等の検討）および詳細設計を行うものとする。
- ・既設躯体（堅壁等）との接合部については、チッピング等の目荒らし範囲や「あと施工アンカー」等の定着方法、新旧コンクリートの一体性を確保するための配筋詳細を検討し、構造詳細図を作成するものとする。
- ・取付道路（アプローチブロック等）や伸縮装置の後打ちコンクリートとの取り合い、目地材・防水材の配置について適切な構造処理を行うものとする。

2) 伸縮装置取替工（芹池橋）

- ・新設パラペットや既設上部工の条件に基づき、温度変化、コンクリートの乾燥収縮・クリープ、および地震時移動量等を考慮して必要伸縮量を的確に算定するものとする。
- ・算定された伸縮量、遊間制限、および河川・道路等の交差条件を勘案し、止水性、耐久性、走行性、およびメンテナンス性に優れた伸縮装置を選定するものとする。
- ・伸縮装置設置部（フェール部、遊間部）の後打ちコンクリートの範囲、補強鉄筋の配筋詳細、および舗装・防水層との連続性を確保するための構造詳細図を作成するものとする。

3) ひび割れ注工（打越1号橋・明前橋）

- ・現地踏査結果等に基づき、下部工躯体等に発生しているひび割れについて、ひび割れ幅、長さ、漏水・遊離石灰の有無等の状況を整理し、補修の要否判定と適切な注工法（低圧注工法等）の選定を行

うものとする。

- ・ひび割れの挙動や使用環境（乾燥・湿潤状態等）を考慮し、適切な注入材料（エポキシ樹脂系、微粒子セメント系等）を選定するものとする。
- ・ひび割れ補修箇所を明示した展開図や一般図を作成し、注入工、シール工等の工事発注に必要な数量計算書を作成するものとする。

4) 断面修復工（松尾谷橋・芹池橋・明前橋）

- ・現地踏査結果に基づき、主桁、親柱、高欄、橋台躯体、地覆等に生じたひび割れ、欠損、鉄筋露出等の損傷状況や範囲を整理し、損傷度合いに応じた適切な断面修復工法（左官工法、充填工法、吹付け工法等）および修復材料を選定するものとする。
- ・修復範囲を明示した補修一般図・詳細図、鉄筋防錆材やプライマー等の塗布仕様を決定し、設計図書を作成するものとする。

5) 護岸補修設計（明前橋）

- ・橋梁周辺において被災した護岸（ひび割れ、はらみ、崩落等）について、河川管理者との協議方針を踏まえて復旧範囲を設定し詳細設計を行うものとする。
- ・既設護岸との擦り付けや河川の流下能力への影響を考慮し、適切な護岸構造（ブロック積、コンクリート擁壁等）を選定の上、安定計算等の構造計算を実施するものとする。
- ・護岸の構造図、展開図および工事発注に必要な数量計算書を作成するものとする。

6) 洗掘防止対策設計（松尾谷橋・中田2号橋・明前橋）

- ・橋脚および橋台周辺における洗掘状況を確認し、河川の流速、河床材料、出水時の影響等を考慮して、適切な洗掘防止工法（根固めブロック、捨石工、コンクリート張工等）を選定し、配置計画を行うものとする。
- ・必要に応じて水理的な検討（掃流力の確認等）を行い、対策工の規模や重量を決定するものとする。
- ・対策工の平面配置図、断面図および数量計算書を作成するものとする。

6. 施工計画

- ・前項で決定した補修工法について、仮設計画、施工順序等の施工計画を作成する。

7. 照査

- ・設計内容について、妥当性および整合性に着目し照査を行う。

8. 報告書作成

- ・設計業務の成果を報告書に取りまとめる。

9. 関係機関との協議資料作成

- ・関係機関との協議用資料の作成を行う。

10. 打合せ等

- ・協議は「業務着手時」、「中間5回」、「成果品納品時」を基本とするが、適宜必要に応じて実施するものとする。なお対面だけでなく、WEBでの打合せを含めて調整を行うものとする。

第3章 成果品

第1条 成果品

提出すべき成果品は下記のとおりとし、編集方法、製本方法、提出部数については事前に「甲」「乙」との協議を行い決定するものとする。

- ・ 報告書(A4版) 1部
- ・ 上記電子データ 1式
- ・ その他必要資料 1式

第2条 成果品の納入場所

輪島市土木課に納入するものとする。